

Press Release



令和7年(2025年)5月8日
こども未来応援部子ども・若者政策課

児童扶養手当支給に係る事務処理誤りについて

児童扶養手当支給に係る事務処理を誤ったため、2件の誤支給、1件の未支給が発覚しました。

このような事案が発生したことにつきまして、市民の皆様の信頼を損なうことになり、深くお詫び申しあげますとともに、今後このようなことがないよう事務処理の適正化を図り、再発防止に努めてまいります。

【児童扶養手当制度について】

- ・18歳以下の児童を監護するひとり親家庭の母や父、父母に代わって児童を養育している者に対し支給される手当です。
- ・市は、届出等の受理およびその届出に係る事実について審査を行い、受給資格および手当額の認定を行います。

記

1. 児童扶養手当支給に係る事務処理誤り[誤支給]

概要	令和7年3月21日の児童扶養手当住所変更届(転出)の提出時に、Aさんから年金受給の申告を受け、支給済みの手当(令和6年11月分～令和7年2月分:合計49,880円)に返還が生じることが判明したにもかかわらず、その説明ができておらず、その書類の不適正な管理により、その後の事務処理を失念していたことが発覚しました。
対応	Aさんに電話にて連絡、謝罪を行うとともに、支給済みの手当に返還金が発生することを伝えました。今後速やかに手続きを進めます。
発生日	令和7年3月21日
判明日	令和7年4月14日
担当課	こども未来応援部子ども・若者政策課
要因	手続き説明および事務処理の失念に加え、公文書や関係書類の適正管理ができていなかったことによる。
再発防止策	複数の職員が定期的に受付処理簿で進捗状況を確認するとともに、公文書の適正管理を徹底します。

2. 児童扶養手当支給に係る事務処理誤り[誤支給]

概要	Bさんについて、当該書類の整理ができておらず受給資格喪失処理を失念し、本来支給すべきでない期間にもかかわらず継続して児童扶養手当(令和6年10月分～令和7年2月分:合計98,110円)を支給していたことが発覚しました。
対応	Bさんに電話にて連絡、謝罪を行うとともに、支給済みの手当に返還金が発生することを伝えました。今後速やかに手続きを進めます。
発生日	令和6年9月24日
判明日	令和7年4月21日
担当課	こども未来応援部子ども・若者政策課
要因	事務処理の失念に加え、公文書や関係書類の適正管理ができていなかったことによる。
再発防止策	複数の職員が定期的に受付処理簿で進捗状況を確認するとともに、公文書の適正管理を徹底します。

3. 児童扶養手当支給に係る事務処理誤り[未支給]

概要	令和6年8月に市外へ転出されたCさんについて、同年8月1日付けで提出された「児童扶養手当住所変更届」に基づき、転出元(湖南市)と転出先での二重支給を防ぐために手当支給の差止めを行っていました。同年11月28日に届いた転出先自治体からの文書により、令和6年7月・8月分(合計 66,100円)について湖南市で受給することが確定したので、手当支給の差止めを解除し支給手続きを行わなければならなかつたが、その手続きを失念し、支給できていないことが発覚しました。
対応	Cさんに電話にて連絡しましたが、現時点ではつながらないため、文書にて謝罪を行うとともに、未支給分があることを伝え、速やかに支給手続きを進めます。
発生日	令和6年11月28日
判明日	令和7年4月22日
担当課	こども未来応援部子ども・若者政策課
要因	事務処理の失念による。
再発防止策	複数の職員が定期的に受付処理簿で進捗状況を確認します。

■問い合わせ先

- 担当課名:こども未来応援部子ども・若者政策課
- 担当:山岡 TEL.0748-76-4701(直通) FAX.0748-77-7019

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

